

公営企業の業務状況

中央病院事業		
	《16年度 下半期》	《15年度 下半期》
延べ入院患者	4万1601人	4万5341人
1日平均入院患者	228.6人	247.8人
延べ外来患者	9万9869人	10万5996人
1日平均外来患者	839.2人	883.3人
事業収益	29億7711万円	31億4444万円
事業費用	33億1438万円	36億3315万円
	《17年度 当初予算》	《16年度 当初予算》
年間入院患者	8万6505人	9万3075人
1日平均入院患者	237人	255人
年間外来患者	19万7640人	21万1410人
1日平均外来患者	810人	870人
事業収益	59億2201万円	62億8071万円
事業費用	60億9680万円	64億717万円

水道事業		
	《16年度 下半期》	《15年度 下半期》
給水戸数	20万7488戸	20万3998戸
総配水量	2832万3790㎡	2803万8350㎡
1日平均配水量	15万5625㎡	15万3215㎡
事業収益	48億6672万円	47億3273万円
事業費用	52億2430万円	51億6607万円
	《17年度 当初予算》	《16年度 当初予算》
給水戸数	20万8945戸	20万5129戸
総配水量	5875万5576㎡	5929万3520㎡
1日平均配水量	16万974㎡	16万2448㎡
事業収益	107億7214万円	111億4776万円
事業費用	107億3074万円	109億7670万円

工業用水道事業		
	《16年度 下半期》	《15年度 下半期》
給水事業所	50所	50所
1日契約水量	3万4914㎡	3万4776㎡
総配水量	337万7200㎡	365万2280㎡
1日平均配水量	1万8556㎡	1万9957㎡
事業収益	2億6333万円	2億6392万円
事業費用	2億4956万円	2億6605万円
	《17年度 当初予算》	《16年度 当初予算》
給水事業所	50所	50所
1日契約水量	3万4914㎡	3万4856㎡
総配水量	728万5145㎡	745万1670㎡
1日平均配水量	1万9959㎡	2万415㎡
事業収益	5億7466万円	5億7966万円
事業費用	5億4527万円	6億1720万円

平成16年度 下半期 財政事情を公表します



《最終予算額および収入・支出の状況》 (平成17年3月31日現在)

区分	最終予算額	収入済額	執行率 /	支出済額	執行率 /
一般会計	1677億5421万円	1442億9315万円	86.0%	1393億6614万円	83.1%
特別会計(13会計)	1029億2219万円	782億2942万円	76.0%	958億235万円	93.1%
国民健康保険	330億377万円	281億3719万円	85.3%	308億9713万円	93.6%
老人保健医療事業	325億2192万円	285億7311万円	87.9%	315億3935万円	97.0%
介護保険	167億1890万円	129億3241万円	77.4%	149億2067万円	89.2%
下水道事業	156億6893万円	61億2605万円	39.1%	139億1586万円	88.8%
公共用地買収事業	15億2471万円	1億1225万円	7.4%	15億2016万円	99.7%
食肉センター	4億8303万円	1億366万円	21.5%	4億4656万円	92.4%
市街地整備事業	2億929万円	5864万円	28.0%	8415万円	40.2%
合計	2706億7640万円	2225億2257万円	82.2%	2351億6849万円	86.9%

市は毎年2回、財政事情を公表し、収支の状況や財産の状況をお知らせしています。

今回は、平成16年度下半期(16年10月1日)〜17年3月31日)の状況と17年度当初予算について、概要を公表します。

また、市立中央病院など公営企業の業務状況をあわせて公表します。

問合せは財政課(0798・35・3422)へ。

市債、公有財産、基金などの現在高

(平成17年3月31日現在)

《公有財産の状況》

土地 928万9960㎡ 評価額 510億2481万円	建物 160万4630㎡ 評価額 2635億6220万円	有価証券など 評価額 125億7861万円
------------------------------------------	-------------------------------------------	---------------------------------

《市債(借金)の現在高》

区分	金額
一般会計	2385億8754万円
特別会計(主として下水道事業)	1053億3348万円
合計	3439億2102万円

市民1人あたり...74万6000円

《基金の現在高》

区分	金額
基金総額(25基金)	234億2831万円
土地開発基金	100億円
財政基金	40億9802万円
減債基金	35億7199万円
耐火物件火災損害補償積立金	10億1529万円
介護給付費準備基金	9億3752万円

市民1人あたり...5万1000円

《一時借入金等の状況》

借入金残額	123億円
-------	-------

16年度 最終予算の状況

平成16年度の最終予算額は、一般会計が1677億5421万円、13の特別会計が1029億2219万円、合計2706億7640万円となっており、前回公表した16年9月30日現在の合計予算額2720億5538万円(未紙年1月25日号お知らせ)から補正を経て合計13億7898万円を減額しています。

収入・支出の執行状況

収入と支出の執行状況(平成17年3月31日現在)

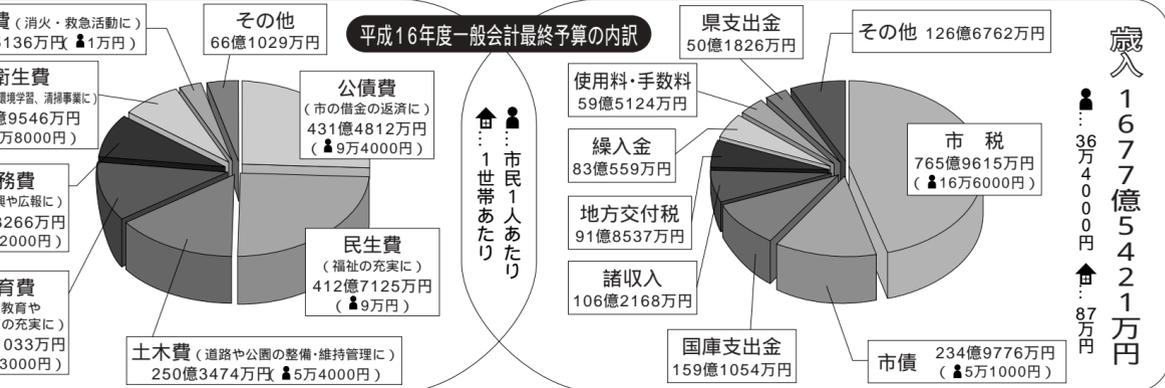
一般会計最終予算の歳入・歳出のそれぞれの構成は、右図グラフのとおりです。

歳入 36万4000円

歳出 87万円

一般会計最終予算の歳入・歳出のそれぞれの構成は、右図グラフのとおりです。

一般会計最終予算の歳入・歳出のそれぞれの構成は、右図グラフのとおりです。



平成17年度 当初予算の規模

会計	平成17年度	増減額(対前年度)
一般会計	1533億4266万円	-149億806万円 (8.9%減)
特別会計	1057億331万円	25億9629万円 (2.5%増)
合計	2590億4597万円	-123億1177万円 (4.5%減)

一般会計の減少額のうち105億5841万円は、借換債の減によるもので、これを除いた実質的な一般会計の減額率は2.8%となっています。

各種手当・給付をご存じですか?

年金グループ給付チームは、児童手当や児童扶養手当などに関する事務を行っています。それぞれの制度で支給要件が異なりますので、年金グループ給付チーム(0798・35・3190)にご相談ください。



児童手当

対象は小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している人。

支給額は第1子と第2子が月額各5000円、第3子以降は1人につき月額1万円が支給されます。

児童扶養手当

対象は、父母の離婚や父との死別(遺族年金などが受けられないとき)などで父と生計を共にできないか、重度障害などの父をもつ児童の母が養育者。

支給期間は、18歳到達後最初の3月31日まで(心身に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)。

特別児童扶養手当

対象は障害程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。

障害者や遺児に

市民福祉金

市独自の制度として、市内に引き続き1年以上の住民登録・外国人登録を有する障害者や遺児に市民福祉金を支給しています。本人・配偶者・扶養義務者について所得制限があります。

【障害福祉金】対象は身体障害者手帳(1級~6級)療育手帳(A、B1、B2)もしくは軽度以上の判定書または精神障害者保健福祉手帳(1級~3級)を交付されている人。すでに手帳などの交付を受けていて申請がまだの人、早めに申請をしてください。

【遺児福祉金】対象は、18歳未満の児童(高校などに在学中のときは20歳未満)で、両親または父か母がいないうつ状態、父または母が重度障害の人。

外国人等の高齢者や重度障害者に

特別給付金

国民年金の制度的な理由で高齢基礎年金や障害基礎年金などを受けられない外国人などの高齢者や重度障害者に、市独自の制度として「外国人等高齢者・重度障害者特別給付金」を支給しています。

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある人を対象に、「特別障害給付金」が創設されました。

対象者は、年金グループで申請手続きをしてくださいます。



「申請免除」、「若年者納付猶予」、「学生納付特例」

毎年申請が必要です

被保険者の配偶者だった人など。すでに障害基礎年金等の障害を支給事由とする年金の受給権のある人は対象となりません。

【支給額】1級該当者が月額5万円、2級該当者が月額4万円(所得による支給制限あり。高齢年金等の受給者は支給制限あり)。

申請免除

全額免除と半額免除があります。免除が認められるためには、申請者本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年の所得がいずれも一定の範囲内である必要があります。

【対象期間】7月〜翌年3月

30歳未満の人を対象に新設 若年者納付猶予

対象となる各種学校は一部に限られていたものが今年4月から、各種学校で1年以上の課程に在籍している人であれば対象に含まれるようになりました。

【対象期間】4月〜翌年3月

保険料を納められないとき

所得が低いなど経済的な理由や失業など保険料の納付が困難なときのために、「申請免除」や「若年者納付猶予」、「学生納付特例」の制度があります。

申請して承認されたこれらの期間と、将来受け取る年金額との関係などは、右下表のようになります。

【対象期間】7月〜翌年6月

別表	申請免除	若年者納付猶予/学生納付特例
認められた期間の保険料	全額免除承認: 全額を納付免除 半額免除承認: 半額を納付免除 (注)半額を納めることが必要です。半額を納めないときは未納になります。	全額を納付猶予
受給資格期間	受給資格期間に算入(ただし、半額免除承認は半額を納付した場合)	受給資格期間に算入
将来受け取る年金額	全額免除: 1/3 半額免除: 2/3 全額納付: 3/3	年金額には反映しません

受給資格期間: 将来年金を受け取るために必要な期間

国民年金

大切な将来のために...